

児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）
の所得制限撤廃を求める意見書

児童福祉法に基づく児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者負担額は、子どもの障害の程度や事情とは全く関係のない「親の収入」によって決まります。

ほとんどの世帯（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割28万円未満世帯（以下「一般1」という。））の障害児は、ひと月あたり何回通所しても0～4,600円で利用できます。しかし、所得制限基準とされる、世帯の収入が概ね890万円（市民税所得割28万円以上世帯（以下「一般2」という。））を超えると利用者負担額が跳ね上がり、ひと月最大37,200円、他世帯の8倍以上の利用料がかかります。

この家庭の支払い能力を超えた上限負担額設定がサービスの「利用控え」を引き起こし、障害児本人の自立や社会参加機会が制限され、成長に悪影響が出てしまいます。児童通所サービスは、障害がある子どもの一日一日の成長や発達、きょうだい児や家族の人生を支える命綱です。所得制限を回避するための働き控えも発生しており、社会にとっても大きな損失です。

障害児本人の福祉は親の収入に紐づけられるものではありません。子の障害と親の収入には何の関連性もありません。親の納税額に応じて、我が子の福祉が反比例する制度は実に不条理です。一般2の世帯の上限負担額を一般1の世帯と同様の一律の額とするか、引き下げるべきであります。また、現行の所得制限制度による「利用控え」の実態調査も必要です。

よって、国においては、児童通所サービスの所得制限を撤廃し、障害があるすべての子どもに療育の機会を平等に保障し、子どもの最善の利益を実現するため、下記の事項を措置されるよう強く要望します。

記

1. 児童通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者負担額において、一般2の世帯に課されている所得制限を是正・撤廃すること。
2. 児童通所サービスの所得制限による「利用控え」の実態を調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

兵庫県明石市議会